

### 平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名		農業委員会運営事業					担当部	市民産業部			
	会計区分		一般会計		事業類型	法定受託系	担当課	農政課				
	事業期間		平成12年度以前		～	平成30年度以降		担当係	農地係			
	総合計画 分野別計画	主目的	6 産業振興		28 農業		1 効率的・安定的な農業経営の促進を図る					
		副目的										
	予算区分		款	6	項	1	目	1	大	2	中	1
	根拠法令・個別計画		農業委員会等に関する法律									
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)		直接実施・ 運営	57 %		委託	38 %		助成	5 %		
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)		農地法に基づく許認可を公正に審査し、農地の保全に努めるとともに農業の健全な発展を図る。									
	内容 (手段)		<p>○平成23年度事業内容 農地法に基づく許認可等を公正に審査し、農地の保全に努めるとともに農業の健全な発展を図るため、窓口相談や、許認可申請等の適正な審査、総会を毎月開催・議決し、県に進達するといった法令業務を行った。 委員は、農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的な協力によって、総合的に解決していくための農業者の代表機関として、法律に基づいて選出・選任されており、総会だけでなく、申請書類への意見記載や現地確認、会議への出席といった業務を日常から行った。 平成23年度は任期満了に伴う委員改選があり、定例総会は合計13回開催した。また、任期途中で退任した委員がいたが、全体の改選時期に近く、定数の問題もなかったことから、補欠委員の選任をしなかったため、委員報酬の支出が例年より減った。</p> <p>【直接経費の内訳】 8節 農業委員会長賞(5千円) 9節 費用弁償等(380千円) 11節 消耗品費・印刷製本費等(470千円) 12節 通信運搬費(749千円) 13節 データ更新委託料等(2,070千円) 14節 電子計算機借上料等(1,358千円) 19節 愛知県農業会議負担金等(295千円)</p> <p>○平成24年度事業内容 平成23年度と同様。庁舎移転に伴うGISシステム再セットアップ業務や、印刷封入セットを追加した。</p>									
受益者負担		無										

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	4,982	5,484	5,327	6,881	
		正職員	従事者数	人	2.30	2.30	2.30	2.30
			人件費	千円	12,233	12,233	12,233	12,233
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	5,346	5,346	5,322	5,346
		費用合計		千円	22,561	23,063	22,882	24,460
	対前年比		%		102.2	99.2	106.8	
財源	一般財源	千円	20,303	20,809	20,677	22,569		
	国・県支出金	千円	2,258	2,254	2,205	1,891		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	農地転用等審査件数	件	目標		—	—	—
実績				218	311	300	
農業委員会総会開催数	回	目標		—	—	—	—
		実績		12	12	13	
		目標					
		実績					
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	転用許可等面積	ha	目標		—	—	—
実績				14	15	15	
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	農地法に基づく許認可等を公正に審査するため、農業委員会総会において議決し、県に進達するといった法令業務を行った。委員、事務局ともに、地域の事情を踏まえた、農地法等に基づく法令業務の実施のため、書類審査や現地調査等を随時行った。
	事業実施における課題等	事業を縮小・廃止したときの影響	大都市近郊である本市の立地条件から、都市的な土地需要が高い反面、地域の実情に沿ってとはいえないものの、農業先進地帯と同様な、適正な事務実施が求められる。また、現在使用中の基幹系農地システムは、法改正に対応していない等問題が多いため、改修が必要である。
	方向性の判定	判定理由	現状維持
今後の事業の方向性	改善案等	農業委員会は、農業委員会法第3条1項に基づいて市町村に設置された行政委員会であり、地方自治法180条の5第3項で、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会とされていることから、委員会を設置しており、その業務については、適正に運営がされている。	農業委員会の適正な事務実施については、国や県、農業会議の動向、近隣市町の状況をみながら対応する。都市化の進む本市では、地域による農地の状況も差があり、農業委員が地域で求められる役割も異なるが、今後とも農地法に基づく適正な事務実施に努める。 現在の基幹系農地システムの更新として、新総合システムの検討が今年度から始まるので、対応を進める。

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。